

「水と緑と産業の31万都市」魅力発信事業 仕様書

1. 目的

本事業は、四日市市（以下、「本市」という。）が、市内外の人に「選ばれるまち」となり、今後も持続的に発展していくために、次に示す本市の現状と課題などを踏まえ、多様な地場産品の魅力を発信し、本市の都市イメージを向上させることを目的とする。

現状：本市は、東の臨海部に公害の経験を踏まえ、高い環境基準をクリアしたコンビナート産業が位置し、西には鈴鹿山脈が鎮座し、その麓には豊かな自然が広がり、美味しい酒の源となる銘水の天然水に恵まれ、農業、畜産業も営まれる産業のバランスが取れた豊かなまちである。

また、四日市萬古焼、大矢知手延麺、ごま油などの伝統的な地場産品に限らず、様々な地場産品に恵まれたまちでもある。

課題：本市の現状に対して、首都圏での本市の現状への理解度は低く、本市の認知度は6割程度あるものの、4人に1人が「公害」というイメージを小学校の社会科の教科書の影響で抱いている。

手段：四日市ならではの地場産品にスポットを当て、写真や動画を撮影するとともに、新たにWEBサイト（ランディングページ）を制作する。

サイトへは地場産品を紹介する記事を掲載するとともに、首都圏を対象にターゲティング広告等のWEB広告を配信し、サイトへの誘引を図る。

期待する効果：

「水と緑と産業の31万都市」である本市に対して、イメージを持たない、またはマイナスイメージを抱く首都圏の人々が「自然や地場産品に恵まれた豊かなまち」と認識する。

2. 委託期間

契約の日から令和7年3月31日まで

3. 委託業務の概要及び内容

(1) 本業務のプロジェクト実施計画の作成

本業務の実施内容、スケジュール、体制等を記載したプロジェクト実施計画書を作成し、市の承認を受けること。実施内容には、PRコンセプト（キャッチフレーズ）、キービジュアル、KPI等を必ず含めること。

(2) 本市の魅力を発信する取り組み

1に定める業務の目的等の達成のために、予算額の範囲内で、以下①～③に挙げる広報手法を用い、市と協議の上、戦略的に実施する。

①写真・動画撮影等のクリエイティブ制作

別紙に定めるテーマをもとに、市と協議の上、選定した地場産品を通して本市の魅力が市内外に伝わるような写真・動画を撮影する。

②WEB サイト（ランディングページ）制作

①の制作物を活用の上、魅力的に伝える記事を作成し、本市の様々な魅力を市内外に向けて紹介するWEBサイトを制作すること。

また、本市の魅力を継続的に発信するため、記事は遅くとも令和6年10月1日までに公開するものとする。③の広報手法と連動させ、インパクトのあるものを一体的かつ効果的に発信すること。

なお、本WEBサイトは、次年度以降も継続して活用可能なように制作し、次年度以降の更新費用なども提示すること。

③WEB広告配信

②のWEBサイトへ誘引するWEB広告をサイトの公開・更新時期を踏まえて、適切な時期に配信すること。配信ターゲットは、業務の目的に合致するよう、市と協議の上、設定すること。

(3) 月次、年度末報告

本業務の進捗状況、課題、成果等を本市と共有するため、定期的な打合せを行うこと。また、年度末には本業務総括の報告を行うこと。

4. 成果物の納品

納品成果物は以下の通りとする。各ドキュメントの記載事項等については、本市の承認を得ること。納品は、デジタルデータを格納した電子媒体(DVD-R等)を2部とする。

- (1) プロジェクト実施計画書(実施内容、スケジュール、体制等)
- (2) 写真に関する企画書、撮影素材、クリエイティブ等
- (3) 動画に関する企画書、撮影素材、クリエイティブ等
- (4) WEB サイト構築データ、配信記事データ等
- (5) WEB 広告配信実績データ、クリエイティブ等
- (6) 効果測定資料
- (7) 各種打ち合わせ議事録
- (8) その他、本市が必要と認める資料

5. 著作権

(1) 受託者(以下、「乙」という。)は、契約の履行の成果物(契約を履行する上で得られた記録等を含む。以下「成果物」という。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該成果物に係る乙の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該成果物の引渡し時に委託者(以下、「甲」という。)に無償で譲渡するものとし、著作者人格権は行使しないものとする。

(2) 乙は、成果物が著作権に該当するとしないうにかかわらず、甲が次の各号に掲げる行為を

- することについて同意するものとする。
- ・成果物の内容を自由に公表すること。
 - ・成果物の利用目的の実現のために必要な範囲でその内容を改変すること。
- (3) 乙は、成果物が著作権に該当するとしないとにかかわらず、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・成果物に乙の実名又は変名を表示すること。
 - ・成果物の内容を公表すること。
 - ・成果物を使用又は複製すること。
- (4) 乙は、乙が契約を履行する上で開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、甲が別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することに同意するものとする。
- (5) 成果物が、甲以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、乙が確認すること。万一、関係者その他第三者から、異議、苦情、損害賠償請求等があった場合、弁護士費用も含め、乙の責任においてこれら进行处理すること。
- (6) 契約期間に関わらず、今後、本業務の成果物に関する一切の二次使用料については、本契約金額に含むものとする。

6. 履行報告

実績について、書面にて報告を行うものとする。

7. 委託料の支払い方法

部分払の回数9回以内及び完了払。

8. 一括委託の禁止

乙は、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。

また、乙は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

9. その他

本業務にかかる一切の経費について、乙が負担するものとする。

本業務に必要な資機材は、乙が用意すること。

本業務にかかるスケジュールについて、契約後、乙は速やかに甲と協議すること。

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報という。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

写真・動画撮影のテーマ候補

テーマ1「鈴鹿山麓の銘水の里・四日市」

鈴鹿山脈を水源にする湧水や地下水は古くから軟水の銘水と言われ、それらを原料に四日市には伝統的な酒蔵が複数あります。

【紹介企業・商品候補】

- ・榑宮崎本店 キンミヤ焼酎
- ・丸彦酒造(株) 三重の寒梅
- ・四日市市上下水道局 四日市市プレミアム天然水「泗水の里」

テーマ2「四日市の自然の恵みの農畜産物」

鈴鹿山麓の一带は牛や豚などの畜産業、米、野菜、果物、お茶などの農家があり、自然豊かな農業地域となっています。

【紹介企業・商品候補】

- ・有竹養豚のポーク（鈴鹿山麓の銘水を使って臭みのない上質な豚肉を生産）
- ・四日市市小山田地区米 きぬひかり（鈴鹿山麓の銘水を使って育てたおいしいお米）
- ・マルシゲ清水製茶 とびっきりかぶせ
（日本有数のかぶせ茶の産地・水沢の農林水産大臣賞受賞の茶）
- ・農事組合法人ハサマ共同製茶組合 べにふうき紅茶
（国産紅茶グランプリ受賞多数の甘い紅茶）
- ・マルタカ水産 畜養はまぐり（鈴鹿山麓の地下水を利用して畜養）

テーマ3「四日市萬古焼」

江戸時代から続く四日市の伝統工芸である萬古焼。土鍋の生産量は日本一で、一家に一つはあると言えるほど普及していますが、「萬古焼」自体の認知度は首都圏ではまだまだ高くありません。萬古焼の伝統工芸品としてのブランドの認知と理解の向上を図ります。

【紹介企業・商品候補】

- ・銀峯陶器(株) 土鍋
- ・(有)内山製陶所 土鍋

テーマ4「大矢知手延麺」

江戸時代から続く四日市の名産です。冷麦と素麺は今でも人気があります。

【紹介企業・商品候補】

- ・(有)渡辺手延製麺所 冷麦
- ・三重の糸大矢知手延素麺(株) 素麺

テーマ5「四日市ならではの地場産品」

九鬼産業のごま油、新味覚の餃子、来来憲のとんてき、ナポレオンのかぶせ茶フィナンシェ、暁石齋等、ほかにはない、四日市ならではの特徴ある地場産品をPRします。

【紹介企業・商品候補】

- ・九鬼産業(株) ごま油
- ・(株)新味覚 餃子
- ・来来憲 とんてき
- ・暁石齋(株) オリブ

テーマ6「四日市の先端デジタル産業」

キオクシアの四日市工場で作られるメモリ。これも四日市の地場産品。メモリは製造過程での洗浄が重要で、きれいな水のあるところでしか作れません。

【紹介企業・商品候補】

- ・キオクシア(株) 外付けSSD

テーマ7「防災都市、四日市の防災用品」

伊勢湾台風で被災した経験を持つ四日市は、古くから防災に力を入れてきました。そんな四日市で誕生した防災用品の専門メーカー・ラピタの防災（非常時持ち出し）リュックは、自然災害が頻発し、南海トラフへの備え等が言われる今日、注目されている四日市の地場産品です。

【紹介企業・商品候補】

- ・(株)LA・PITA 非常時持ち出しリュック

テーマ8「四日市市ふるさとの名匠」

本市には、全国に誇れる職人がいます。昨年、実績が顕著であり、表彰の多い職人を選出し、「ふるさとの名匠」に任命しました。それぞれの分野の最高峰で活躍する職人を通じて本市をPRします。

【紹介者】

- ・清水 酔月：四日市萬古焼の伝統工芸士 瑞宝単光章受章（テーマ2の土鍋を中心とする日用品としての萬古焼と分けて、紫泥急須や花器など工芸品としての萬古焼にスポットを当てる）
- ・今村みえ子：ふとん職人（日本一のふとん職人 現代の名工）
- ・岡本 伸治：和菓子職人（練り切りアーティスト 全国和菓子協会「選・和菓子職」認定 和菓子職人 TikTok フォロワー10万人）

※各地場産品について、詳しくは、本市のふるさと納税ポータルサイトなどを参照ください